

## 昭和二十五年厚生省令第三十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律  
施行規則

精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）に基き、精神衛生法施行規則を次のように制定する。

**第一条** 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）。以下「法」という。第五条第二項第四号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該精神障害者に対する児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

第二条に規定する児童虐待を行つた者

三 当該精神障害者に対する暴力等を行つた配偶者

二 当該精神障害者に対する配偶者の暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する身体に対する暴力等を行つた配偶者

四 当該精神障害者に対する高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条

第三項に規定する高齢者虐待を行つた者

五 その他前各号に準ずる者

**第一条の二** 法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

**第一条の三** 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）。以下「令」という。第二条の二の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 履歴書  
二 医師免許証の写し  
三 五年以上診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面

四 三年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面  
五 法第十八条第一項第三号に規定する厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面

六 法第十八条第一項第四号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面  
七 法第二十九条の五の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定に係る記載

2 法第十九条第二項の規定により同項に規定する指定の効力が失われた日から起算して一年を超えない期間に法第十八条第一項の申請を行う場合においては、令第二条の二の厚生労働省令で定める書類は、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号及び第六号に掲げる書類並びに当該効力が失われた指定に係る指定医証とする。

**第一条の四** 合第二条の二の二の指定医証の様式は、別記様式第一号によるものとする。

**第一条の五** 令第二条の二の五の厚生労働省令で定める書類は、法第十九条第一項の研修を受けなかつたことにつきやむを得ない理由が存することを証する書類とする。

**第二条** 法第十八条第一項第四号及び第十九条第二項に規定する研修（次項及び第四条を除き、以下「研修」という。）の課程は、法別表のとおりとする。

**第一条の五** 令第二条の二の五の厚生労働省令で定める書類は、法第十九条第一項の研修を受けなかつたことにつきやむを得ない理由が存する

ことを証する書類とする。

**第二条** 法第十八条第一項第四号及び第十九条第二項に規定する研修（次項及び第四条を除き、以下「研修」という。）の課程は、法別表のとおりとする。

**第一条の五** 令第二条の二の五の厚生労働省令で定める書類は、法第十九条第一項の研修を受けなかつたことにつきやむを得ない理由が存する

ことを証する書類とする。

**第二条** 法第十九条第二項の規定により同項に規定する指定の効力が失われた日から起算して一年を超えない期間に法第十八条第一項第四号及び第六号に掲げる書類並びに当該効力が失われた指定に係る指定医証とする。

**第一条の五** 令第二条の二の五の厚生労働省令で定める書類は、法第十九条第一項の研修を受けなかつたことにつきやむを得ない理由が存する

ことを証する書類とする。

**第二条** 法第十九条第二項の規定により同項に規定する研修（次項及び第四条を除き、以下「研修」という。）の課程は、法別表のとおりとする。

**第一条の五** 令第二条の二の五の厚生労働省令で定める書類は、法第十九条第一項の研修を受けなかつたことにつきやむを得ない理由が存する

ことを証する書類とする。

イ 入院後の症状又は状態像の経過の概要  
ロ 今後の治療方針

三 法第三十三条第一項又は第二項の規定によるとするかどうか及び法第二十条の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定に係る記載

イ 法第三十三条第一項又は第二項の規定によるとするかどうかの判定に係る記載

ロ 法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判断した理由

イ 判定を行つたときの症状

ロ 法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判断した理由

三 法第三十三条第一項又は第二項の規定によるとするかの判定に係る記載

イ 法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判断した理由

ロ 法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判断した理由

四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

一 申請者が法人である場合は、その住民票の写し

二 申請者が個人である場合は、その役員の氏名及び略歴

三 申請者が法第十九条の六の三各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が法第十九条の六の三各号の規定に該当しないことを説明した書面

れでいるものを含む。以下同じ。)に常時勤務する指定医は、一日に八時間以上、かつ、一週間に四日以上当該精神科病院において精神障害の診断又は治療に従事する者でなければならない。

四 法第十九条の六の二の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

五 法第十九条の六の二の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

六 法第十九条の六の二の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

七 法第十九条の六の二の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

八 その他研修の業務の実施に関し必要な事項

九 登録研修機関（以下「登録研修機関」とい

う。)は、法第十九条の六の九の届出をしようとするときは、次の事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする研修の業務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止又は廃止の理由

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

**第四条の八** 法第十九条の六の十第二項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

**第四条の九** 法第十九条の六の十第二項第四号の厚生労働省令で定める電磁的方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機との電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを受け付ける方法

前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できることのないものでなければならない。

**第四条の十** 登録研修機関は、研修を行つたときは、当該研修が終了した日の属する月の翌月末日までに、受講申込者数及び受講者数を記載した研修結果報告書並びに研修の修了者の氏名、生年月日、住所、勤務先の名称及び所在地、修了年月日、研修課程修了証の番号及び修了した研修の種類を記載した研修修了者一覧表を厚生労働大臣に提出しなければならない。

**第四条の十一** 登録研修機関は、研修を行つたときは、研修の修了者の氏名、生年月日、住所、勤務先の名称及び所在地、修了年月日、研修課程修了証の番号及び修了した研修の種類を記載した研修修了者一覧表を厚生労働大臣に提出しなければならない。

**第四条の十二** 登録研修機関は、前条に規定する帳簿に記載された者であつて指定医に指定されたものに対し、当該者が法第十九条第一項に規定する研修を受けるべき年度に、あらかじめ、

当該研修を受けなければならないことを通知しなければならない。

**第四条の十三** 登録研修機関は、法第十九条の六の十五第一項の規定により厚生労働大臣が研修の全部又は一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 研修の業務の厚生労働大臣への引継ぎ
- 二 研修の業務に関する帳簿及び書類の厚生労働大臣への引継ぎ
- 三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

**第四条の十四** 法第十九条の六の十六第二項に規定する当該職員の身分を示す証票は、別記様式第二号によらなければならない。

**第五条** 法第二十二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 患者の同意に基づく入院である旨
- 二 法第三十六条に規定する行動の制限に関する事項
- 三 処遇に関する事項
- 四 法第二十二条第二項に規定する退院の申出により退院できる旨並びに同条第三項及び第四項後段の規定による措置に関する事項
- 五 法第二十二条第四項後段の規定による措置を採つた年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻
- 六 当該措置を採つたときの症状
- 七 診察した指定医の氏名
- 八 市町村の住所、氏名、性別及び生年月日
- 九 診察した法第二十二条第四項に規定する特定医師(以下「特定医師」という。)の氏名
- 十 入院年月日及び時刻
- 十一 病名
- 十二 生活歴及び現病歴
- 十三 第二十二条の二の二第四号の事後審査委員会による見込みが十分であること。
- 十四 地方公共団体の救急医療(精神障害の医療に係るものに限る。)の確保に関する施策に協力して、休日診療及び夜間診療を行つていいること。
- 十五 二名以上の常時勤務する指定医を置いていること。
- 十六 第二十二条の二の二第四号の事後審査委員会による見込みが十分であること。
- 十七 第二十二条の二の二第四号の事後審査委員会による見込みが十分であること。
- 十八 前号の診察の結果、法第二十二条第三項の措置は必要ないと認めたときは、その理由
- 十九 第二十二条第七項、第二十九条第三項の審議を行つた結果
- 二十 第二十二条第七項、第二十九条第三項(法第二十九条の二第四項及び第三十三条の七において準用する場合を含む。)及び第三十三条の三第一項本文の厚生労働省令で定める事項は、第五条第二号に掲げる事項とする。

**第六条** 法第二十二条第七項、第二十九条第三項(法第二十九条の二第四項及び第三十三条の七において準用する場合を含む。)及び第三十三条の三第一項本文の厚生労働省令で定める事項は、第五条第二号に掲げる事項とする。

**第七条** 第四条の十四の規定は、法第二十七条第五項、第三十八条の六第三項及び第四十条の五第二項において読み替えて準用する法第十九条の六の十六第二項に規定する指定医及び当該職員の身分を示す証票について準用する。この場合において、第四条の十四中「別記様式第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

**第五条の三** 法第二十二条第四項の厚生労働省令で定める医師の基準は、次のとおりとする。

#### 第八条 法第二十九条の二の二第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 移送先の精神科病院の名称及び所在地

二 移送の方法

三 法第二十九条の二の二第三項に規定する行

動の制限に関する事項

四 法第二十九条の五の厚生労働省令で定めた事項は、次のとおりとする。

一 精神科病院の名称及び所在地

二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日

三 入院年月日

四 病名及び入院後の病状又は状態像の経過の概要

五 退院後の処置に関する事項

六 退院後の帰住先及びその住所

七 診察した指定医の氏名

八 診察した指定医の氏名

九 退院後の処置に関する事項

十 退院後の帰住先及びその住所

十一 退院後の処置に関する事項

十二 退院後の帰住先及びその住所

十三 退院後の処置に関する事項

十四 退院後の処置に関する事項

十五 退院後の処置に関する事項

十六 退院後の処置に関する事項

十七 退院後の処置に関する事項

十八 退院後の処置に関する事項

十九 退院後の処置に関する事項

二十 退院後の処置に関する事項

二十一 退院後の処置に関する事項

二十二 退院後の処置に関する事項

二十三 退院後の処置に関する事項

二十四 退院後の処置に関する事項

二十五 退院後の処置に関する事項

二十六 退院後の処置に関する事項

二十七 退院後の処置に関する事項

二十八 退院後の処置に関する事項

二十九 退院後の処置に関する事項

三十 退院後の処置に関する事項

三十一 退院後の処置に関する事項

三十二 退院後の処置に関する事項

三十三 退院後の処置に関する事項

三十四 退院後の処置に関する事項

三十五 退院後の処置に関する事項

三十六 退院後の処置に関する事項

三十七 退院後の処置に関する事項



二 当該医療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する看護師又は准看護師

三 当該医療保護入院者について法第三十三条の四において読み替えて準用する第二十九条の六の規定により選任された退院後生活環境相談員

四 前項に掲げる者以外の当該精神科病院の職員で、当該精神科病院の管理者から出席を求められたもの

精神科病院の管理者は、委員会の審議に係る医療保護入院者が委員会の構成員となることを希望するときは、委員会に、当該医療保護入院者を構成員として加えるものとする。この場合において、当該医療保護入院者は、委員会に出席し、又は書面により意見を述べることができること。

3 精神科病院の管理者は、委員会の審議に係る医療保護入院者が次の各号に掲げる者を委員会の構成員とすることを希望するときは、あらかじめ、その旨をこれらの者に対し書面により通知するものとし、当該通知を受けた者が委員会の構成員となることを希望するときは、委員会に、当該希望する者を構成員として加えるものとする。この場合において、当該希望する者は、委員会に出席し、又は書面により意見を述べることができる。

一 委員会の審議に係る医療保護入院者の家族等

二 地域援助事業者その他の当該医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者

第十五条の十三 精神科病院の管理者は、委員会の開催日その他委員会における審議の過程を文書により記録し、これを当該開催日から五年間保存しなければならない。

2 委員会の審議に係る医療保護入院者の主治医は、委員会が開催されたときは、遅滞なく、当該委員会の開催日を診療録に記載しなければならない。

第十五条の十四 法第三十三条第八項の厚生労働省令で定める日は、医療保護入院者の入院期間満了日前であつて、第十五条の十第一項の通知書により記録し、これを当該開催日から二週間を経過した日とする。

第十五条の十五 法第三十三条第八項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

二 精神科病院の管理者が、第十五条の十第一項の通知に係る家族等との連絡が定期的に行われていないとき。

二 精神科病院の管理者が、第十五条の十第一項の通知を発したときから更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が同条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当することを把握したとき。

三 第十五条の十第二項の規定による通知がされたとき。

四 第十五条の十第一項の通知を発した日から二週間が経過した日が当該医療保護入院者の入院期間満了日を経過するとき。

**第十五条の十六** 法第三十三条第九項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置に係る届出

イ 精神科病院の名称及び所在地

ロ 患者の住所、氏名、性別及び生年月日

ハ 入院年月日

ニ 病名

ホ 法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

ヘ 生活歴及び現病歴

ト 法第三十三条第一項又は第二項の規定により定めた入院期間

チ 診察した指定医の氏名

リ 法第三十四条第一項の規定による移送の有無

ヌ 入院について同意した家族等の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

ル 法第三十三条の四において読み替えて準用する第二十九条の六の規定により選任された退院後生活環境相談員の氏名

二 法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置を採らうとする場合において、同条第三項後段の規定による入院措置を採つたときの届出

イ 診察した特定医師の氏名

ロ 入院年月日及び時刻

ハ 当該入院措置から十二時間以内に法第三十三条第一項又は第二項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

二 ハの診察の結果、法第三十三条第一項又は第二項の入院措置は必要ないと認めたときは、その理由

<p><b>三</b> 前号イ、ロ、ニからへまで及びヌに掲げる事項</p> <p>更新に係る届出</p> <p>イ 法第三十三条第六項第一号の規定による</p> <p>診察をした時点における病名</p> <p>ロ イの診察の結果、法第二十条の規定による入院が行われる状態ないと判定した理由</p>
<p><b>ハ</b> 更新後の入院期間</p>
<p><b>ニ</b> イの診察をした指定医の氏名</p>
<p><b>ホ</b> 法第三十三条第六項第二号の規定による</p>
<p><b>ヘ</b> 更新前の入院期間に係る病状又は状態</p>
<p>ト の経過の概要</p>
<p><b>チ</b> 退院に向けた取組の状況</p>
<p><b>リ</b> 更新の同意をした家族等及び当該更新に係る法第三十三条第一項の規定による同意をした家族等(二回目以降の更新の同意にあつては、当該更新の同意の直前の更新の同意をした家族等)の住所、氏名、性別</p>
<p><b>ヌ</b> 第一号イからハまでに掲げる事項</p>
<p><b>第十五条の十七</b> 法第三十三条の二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>
<p><b>一</b> 精神科病院の名称及び所在地</p>
<p><b>二</b> 患者の住所、氏名、性別及び生年月日</p>
<p><b>三</b> 退院年月日</p>
<p><b>四</b> 病名</p>
<p><b>五</b> 退院後の処置に関する事項</p>
<p><b>六</b> 退院後の帰住先及びその住所</p>
<p><b>第十五条の十八</b> 法第三十三条の三第二項の規定により診療録に記載しなければならない事項とは、次のとおりとする。</p>
<p><b>一</b> 法第三十三条の三第一項本文に規定する事項(以下「医療保護入院に係る告知事項」という。)のうち知らせなかつたもの</p>
<p><b>二</b> 症状その他医療保護入院に係る告知事項を知らせることがその者の医療及び保護を図上で支障があると認められた理由</p>
<p><b>三</b> 医療保護入院に係る告知事項を知らせた年月日</p>
<p><b>第十六条</b> 法第三十三条の六第三項において準用する法第十九条の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p>

二	法第三十三条の六第二項後段の規定による入院措置を採つたときの症状
三	法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
第十六条の二	法第三十三条の六第二項後段の規定による入院措置を採つた精神科病院の管理者は、当該入院措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。
一	精神科病院の名称及び所在地
二	患者の住所、氏名、性別及び生年月日
三	診察した特定医師の氏名
四	入院年月日及び時刻
五	病名
六	法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
七	生活歴及び現病歴
八	当該入院措置から十二時間以内に法第三十三条の六第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時
九	前号の診察の結果、法第三十三条の六第一項の入院措置は必要ないと認めたときは、その理由
十	法第三十三条の六第一項の厚生労働大臣の定める基準に基づき設置された事後審査委員会による審議を行つた結果
十一	医療及び保護を依頼した者の患者との関係
第十六条の三	法第三十三条の六第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
一	法第三十三条の六第一項の規定による入院措置に係る届出
イ	精神科病院の名称及び所在地
ロ	患者の住所、氏名、性別及び生年月日
ハ	入院年月日及び時刻
ニ	病名及び症状
ホ	法第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
ヘ	診察した指定医の氏名
チ	法第三十四条第三項の規定による移送の有無
チ	医療及び保護を依頼した者の患者との関係

二 法第三十三条の六第一項の規定による入院措置を探らうとする場合において、同条第二項後段の規定による入院措置を探つた場合の当該入院措置に係る届出

イ 診察した特定医師の氏名 ロ 口ハ 生活歴及び現病歴 病名

ニ 当該入院措置から十二時間以内に法第三十三条の六第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

ホ 前号の診察の結果、法第三十三条の六第一項の入院措置は必要ないと認めたときは、その理由

ヘ 前号イからハまで、ホ及びチに掲げる事項

第十七条 第八条の規定は、法第三十四条第四項において準用する法第二十九条の二の二第二項の厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第八条第三号中「法第二十九条の二の二第三項」とあるのは、「法第三十四条第四項において準用する法第二十九条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

第十八条 法第三十五条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第三十三条第二項の規定により入院した者

二 外部との交流を促進するための支援を要するものとして都道府県知事が適当と認める者

三 入院者訪問支援員として必要な技能

第十八条の二 法第三十五条の二第一項の規定により都道府県知事が行う研修は、次に掲げる事項についての講義及び演習により行うものとする。

一 精神保健、医療及び福祉の現状及び課題

二 入院者訪問支援事業の概要

三 入院者訪問支援員として必要な技能

第十九条 法第三十八条の二第一項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 精神科病院の名称及び所在地

二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日

三 入院年月日及び前回の法第三十八条の二第一項前段の規定による報告の年月日

四 病名及び過去六月間（入院年月日から起算して六月を経過するまでの間は、過去三月）の病状又は状態像の経過の概要

六 処遇に関する事項

法第二十九条の六の規定により選任された退院後生活環境相談員の氏名

七 過去六月間の法第四十条の規定による措置の状況

八 今後の治療方針

九 診察年月日及び診察した指定医の氏名

十 退院に向けた取組の状況

二 前項第四号及び第八号に掲げる事項

三 法第三十八条の二第一項前段の規定による報告は、法第二十九条第一項の規定による入院措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の六月ごとの各月に行わなければならぬ。ただし、入院年月日から起算して六月を経過するまでの間は、三月ごとの各月に行わなければならない。

一 症狀

二 第二十条 削除

第三十条の二 法第三十八条の二第二項の厚生労働省令で定める期間は、五年間とする。

第二十条の三 法第三十八条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、法第三十八条の七第一項又は第四十条の六第一項の規定による命令を受けた後、相当の期間を経過してもなお当該精神科病院に入院中の者の処遇が改善されないと認められる者とする。

第二十条の四 法第三十八条の二第二項の厚生労働省令で定める基準は、法第二十条の規定により入院している者が次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一 入院後一年以上経過していること。

二 入院後六月を経過するまでの間に法第三十六条第三項に規定する行動の制限を受けたこと又は夜間以外の時間帯に病院から自由に外出することを制限されたこと（前号に該当する場合を除く。）。

三 病名及び過去十二月間の病状又は状態像の経過の概要

四 第十九条第一項第一号、第二号及び第八号に掲げる事項

第二十九条 法第三十八条の三第一項及び第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第二十九条第一項の規定による入院措置  
イ 精神科病院の名称及び所在地  
ロ 患者の住所、氏名、性別及び生年月日  
ハ 法第二十二条から第二十六条の三まで及び第二十七条第二項の規定による申請、通報、届出又は診察に関する事項

二 診察年月日及び診察した指定医の氏名  
ホ 指定医の診察の判定内容（病名及び症状を含む。）

ヘ 法第二十九条の二の二第一項の規定による移送の有無

二 法第三十八条の二第一項前段の規定による報告 第十九条第一項各号に掲げる事項

三 法第三十三条第九項の規定による届出のうち、同条第一項又は第二項の規定による入院措置に係るもの 第十五条の十六第一号から第十五条までに掲げる事項

四 法第三十三条第九項の規定による届出のうち、更新に係るもの 第十五条の十六第三号から第十五条までに掲げる事項

五 法第三十八条の二第二項の規定による報告 第二十条の五各号に掲げる事項

**第二十二条** 法第三十八条の四の規定による請求は、次に掲げる事項に関し申し立てることにより行うものとする。

一 患者の住所、氏名及び生年月日

二 請求人が患者本人でない場合にあつては、その者の住所、氏名及び患者との続柄

三 患者が入院している精神科病院の名称

四 請求の趣旨及び理由

五 請求年月日

**第二十二条の二** 法第三十九条第一項第六号の厚生労働省令で定める事項は、退去者が同項第五号に掲げる入院年月日より前に障害福祉サービスを利用していた場合における当該障害福祉サービスに係る事業を行う者の名称、所在地及び連絡先とする。

**第二十二条の二の二** 法第四十条の七の厚生労働省令で定める事項は、虐待を行つた業務従事者の職種とする。

**第二十二条の三** 法第四十一条第二項第二号の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

二 法第六条第一項に規定する精神保健福祉セ  
ンター

三 地域保健法（昭和二十二年法律第二百一  
号）

四 第五条第一項に規定する保健所

五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第  
一条の五第一項に規定する病院及び同条第  
二項に規定する診療所（入院している精神障害  
者のみに対する医療を提供する場所を除く。）

六 支援するための法律第五条第十七項に規定す  
る共同生活援助を行う住居

前各号に掲げるもののほか、精神障害者に  
対して保健医療サービス及び福祉サービスを  
提供する場所

第二十三条 法第四十五条第一項の規定による精  
神障害者保健福祉手帳の交付の申請をしようと  
する精神障害者は、次の各号に掲げる事項を記  
載した申請書を、その居住地（居住地を有しな  
いときは、その現在地。以下この条及び第三十  
一条において同じ。）の都道府県知事（地方自治  
法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十  
二条の十九第一項の指定都市（以下この条にお  
いて「指定都市」という。）においては、指  
定都市の長。この条及び第三十条において同じ。）  
に提出しなければならない。

一 当該申請に係る精神障害者の氏名、住所、  
生年月日、個人番号（行政手続における特定  
の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律（平成二十五年法律第二十七号）第二  
条第五項に規定する個人番号をいう。第二十  
六条及び第三十条において同じ。）及び連絡  
先

二 当該申請に係る精神障害者が十八歳未満で  
ある場合においては、当該精神障害者の親権  
を行う者（未成年後見人その他の者で、当該  
精神障害者を現に監護する者の氏名、住所、  
連絡先及び当該精神障害者との続柄）

法第四十五条第一項の厚生労働省令で定める  
書類は、第一号又は第二号に掲げる書類及び第  
三号に掲げる書類とする。ただし、都道府県知  
事は、当該書類により証明すべき事実を公簿等  
によつて確認することができるときは、当該書  
類を省略させることができる。

一 指定医その他精神障害の診断又は治療に從  
事する医師の診断書（初めて医師の診療を受



届出をしようとするときは、次の事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地  
二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

第四十条 法第五十一条の四の厚生労働省令で定める情報又は資料は、次のとおりとする。

一 精神障害者の社会復帰の促進を図るための相談及び訓練に関する情報又は資料

二 前号に掲げる相談及び訓練を受けた精神障害者の性別、生年月日及び家族構成並びに状態像の経過に関する情報又は資料（当該精神障害者を識別できるものを除く。）

第三十八条 センターは、法第五十一条の五第一項前段の規定により特定情報管理規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該特定情報管理規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

センターは、法第五十一条の五後段の規定により特定情報管理規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更の理由

第三十九条 法第五十一条の五第三項の規定により特定情報管理規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 特定情報（法第五十一条の五第一項に規定する特定情報をいう。以下この条において同じ。）の適正な管理及び使用に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

二 特定情報の適正な管理及び使用に係る事務を統括管理する者に関する事項

三 特定情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項

四 特定情報の使用及びその制限に関する事項

五 特定情報の処理に関し電子計算機を用いる場合には、当該電子計算機及び端末装置を設置する場所の出入場の管理その他これらの施設への不正なアクセスを防ぐための措置に関する事項

六 その他特定情報の適正な管理又は使用によるための必要な措置に関する事項

第四十一条 法第五十一条の九第二項の規定により当該職員の身分を示す証票は、別記様式第四号によらなければならない。



**附 則**（令和元年五月七日厚生労働省令  
第一号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

- 2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則**（令和元年六月二八日厚生労働省  
令第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。  
(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則**（令和元年六月二八日厚生労働省  
令第二一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の規定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定は、この省令の施行の日以後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条规定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請及び同条第四項の規定による政令で定める精神障害の状態にあることについての認定の申請並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十五条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請並びに精神保健及び精神障害者

による支給決定の取消し及び同法第七十条第一項の規定による介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十五条の規定に基づく申請内容の変更の届出、同令第十六条の規定に基づく受給者証の再交付の申請、同令第二十六条の八の規定に基づく地域相談支援受給者証の再交付の申請及び同令第三十三条第一項の規定に基づく医療受給者証の再交付の申請について適用する。

**附 則**（令和元年九月一三日厚生労働省  
令第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。ただし、第十二条（職業能力開発促進法施行規則様式第十一号の改正規定に限る。）の規定及び次条第三項の規定は公布の日から、第三条、第四条、第六条、第七条、第十一条（同令第四十二条の次に次の二条を加える改正規定及び同令様式第八号の改正規定に限る。）、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十四条並びに附則第四条及び第六条の規定は同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則**（令和四年三月二九日厚生労働省  
令第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則**（令和五年二月二八日厚生労働省  
令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則**（令和五年三月三一日厚生労働省  
令第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則**（令和五年一月二七日厚生労働省  
令第一五四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則**（令和六年六月二十五日厚生労働省  
令第九九号）抄

1 （施行期日）  
この省令は、令和六年七月一日から施行する。

別記様式第一号

(表裏面)

第 号	精神保健指定医の証	写真ちょう付面
氏名	年 月 日 生	
勤務先		
厚生労働省	□	
交付日 令和 年 月 日		
有効期限 令和 年 月 日		

(A列6番)

## 別記様式第一号

(表) 面

精神疾患及び精神障害福祉に関する法律抜粋	報告書(第)
第三十九条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に管轄者に対して、当該精神科病院に入院中の者の治療若しくは処遇に關し、報告を求める。若しくて三ヶ月以内にその報告がなされた場合は、厚生労働大臣又は都道府県知事は、その報告の内容をもつて、該報告書(この作成又は提出に代えて該報告的記録(略縁)を)を検査する。この場合、厚生労働大臣又は都道府県知事は、該報告書(この作成又は提出に代えて該報告的記録(略縁))を検査する。	報告書(第)
第二条の二 第二項の規定により立候査を行う当該職員は、その身分を示す証を提示し、開業者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	第三十九条の六の十六の二 第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立候査及び質問又は詮問について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第三十九条の六第一項」と、「当該職員」とあるのは、「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「前項」とあるのは、「第三十九条の六第一項」と読み替えるものとする。
3 第二項の規定による査定は、犯人搜査のために認められたものと解釈してはならない。	2 略
(申請等) 第二十七条の二 第二項の規定による査定は、前項までの規定による立候査の結果、被査者は精神病者であることを明らかである者について、その指定する査定を以て診断をさせなければならない。	3 第十九条の六の十六の二 第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立候査及び質問又は詮問について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第三十九条の六第一項」と、「当該職員」とあるのは、「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「前項」とあるのは、「第三十九条の六第一項」と読み替えるものとする。
4 指定医及び精神科の当該職員は、前項の査定を行うに當たって必要な態度は、おいてその者の居住する場所へ立ち入ることが出来る。	(注意) この診察の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣に届け出ること。
5 第十九条の六の十六の二 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立候査の結果、被査者は精神病者であることを明らかである者について、その指定する査定をして診察をさせることとする。	2 精神保健指定医でなくなったときは、厚生労働大臣に返却すること。
6 第十九条の六の十六の二 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立候査の結果、被査者は精神病者であることを明らかである者について、その指定する査定をして診察をさせることとする。	3 この診察の記録事項に変更が生じたときは、直ちに厚生労働大臣に届け出ること。

別記様式第二号

(表) 面

令和 年 月 日	精神 保 健 福 祉 職 員 の 證 印	氏 名 年 月 日 生	写 真 ち よ う 付 面
-------------------	-------------------------------------------------	----------------------------	---------------------------------

(A4判番)

## 別記様式第三号 削除

(表) 面

精神疾患及び精神障害福祉に関する法律抜粋	報告書(第)
第三十九条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に管轄者に対して、当該精神科病院に入院中の者の治療若しくは処遇に關し、報告を求める。若しくて三ヶ月以内にその報告がなされた場合は、厚生労働大臣又は都道府県知事は、その報告の内容をもつて、該報告書(この作成又は提出に代えて該報告的記録(略縁)を)を検査する。	報告書(第)
第二条の二 第二項の規定により立候査を行う当該職員は、その身分を示す証を提示し、開業者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	第三十九条の六の十六の二 第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立候査及び質問又は詮問について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第三十九条の六第一項」と、「当該職員」とあるのは、「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「前項」とあるのは、「第三十九条の六第一項」と読み替えるものとする。
3 第二項の規定による査定は、犯人搜査のために認められたものと解釈してはならない。	2 略
(申請等) 第二十七条の二 第二項の規定による査定は、前項までの規定による立候査の結果、被査者は精神病者であることを明らかである者について、その指定する査定を以て診断をさせなければならない。	3 第十九条の六の十六の二 第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立候査及び質問又は詮問について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第三十九条の六第一項」と、「当該職員」とあるのは、「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「前項」とあるのは、「第三十九条の六第一項」と読み替えるものとする。
4 指定医及び精神科の当該職員は、前項の査定を行うに當たって必要な態度は、おいてその者の居住する場所へ立ち入ることが出来る。	(注意) この診察の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣に届け出ること。
5 第十九条の六の十六の二 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立候査の結果、被査者は精神病者であることを明らかである者について、その指定する査定をして診察をさせることとする。	2 精神保健指定医でなくなったときは、厚生労働大臣に返却すること。
6 第十九条の六の十六の二 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立候査の結果、被査者は精神病者であることを明らかである者について、その指定する査定をして診察をさせることとする。	3 この診察の記録事項に変更が生じたときは、直ちに厚生労働大臣に届け出ること。

別記様式第四号

(表) 面

精神疾患及び精神障害福祉に関する法律抜粋	報告書(第)
第三十九条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に管轄者に対して、当該精神科病院に入院中の者の治療若しくは処遇に關し、報告を求める。若しくて三ヶ月以内にその報告がなされた場合は、厚生労働大臣又は都道府県知事は、その報告の内容をもつて、該報告書(この作成又は提出に代えて該報告的記録(略縁)を)を検査する。	報告書(第)
第二条の二 第二項の規定により立候査を行う当該職員は、その身分を示す証を提示し、開業者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	第三十九条の六の十六の二 第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立候査及び質問又は詮問について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第三十九条の六第一項」と、「当該職員」とあるのは、「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「前項」とあるのは、「第三十九条の六第一項」と読み替えるものとする。
3 第二項の規定による査定は、犯人搜査のために認められたものと解釈してはならない。	2 略
(申請等) 第二十七条の二 第二項の規定による査定は、前項までの規定による立候査の結果、被査者は精神病者であることを明らかである者について、その指定する査定を以て診断をさせなければならない。	3 第十九条の六の十六の二 第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立候査及び質問又は詮問について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第三十九条の六第一項」と、「当該職員」とあるのは、「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「前項」とあるのは、「第三十九条の六第一項」と読み替えるものとする。
4 指定医及び精神科の当該職員は、前項の査定を行うに當たって必要な態度は、おいてその者の居住する場所へ立ち入ることが出来る。	(注意) この診察の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣に届け出ること。
5 第十九条の六の十六の二 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立候査の結果、被査者は精神病者であることを明らかである者について、その指定する査定をして診察をさせることとする。	2 精神保健指定医でなくなったときは、厚生労働大臣に返却すること。
6 第十九条の六の十六の二 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立候査の結果、被査者は精神病者であることを明らかである者について、その指定する査定をして診察をさせることとする。	3 この診察の記録事項に変更が生じたときは、直ちに厚生労働大臣に届け出ること。

(A4判番)

<p style="text-align: right;">(裏面)</p> <p>精神障害及び精神障害者福祉に関する法律改正』</p> <p>「職員の資格及び立入検査」</p> <p>第十一条第六の六・(6) 職務を行ふ当該職員は、その身分を示す証事を携帯し、問 係者の求めに応じて示さなければならない。</p> <p>3 第二項の規定による場合は、犯と被検査のためは認められたらうと解釈してはなら な。</p> <p>〔職員の資格〕</p> <p>第五十一条第一項第一号に規定する業務の適正な運営を確 保するため必要と認められる事務の執行を委 託する場合に、かかる事務に立ち入り、業務の状況をしらべ る権限を有する者は、被検査者から他の の権限を有する者のものと見なす。</p> <p>2 第十一条の二第一項第一号の規定による立入検査に ついては、厚生労働大臣は、第十五条第一項第一号の規定によ る職務の執行において、同条第二項第一号の規定による立入 検査に立ち入り得ることとする。</p> <p>〔注意〕</p> <p>一 「の職務の実務」に注目して、職員、汚職、又は失つたときは職員に厚生労働大臣 に届け出ること。</p> <p>二 精神障害並びに痴呆等の患者は、厚生労働大臣に認定する」と</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------